

# J A 経費訴訟判決 4月に

## 8年半かけ結審 争点増え複雑化

合意なく経費などを差し引かれたとして、J A庄内みどり（酒田市）の組合員が同J Aを相手取り、未払い金を請求した訴訟が先月、提訴から8年半を経て山形地裁鶴岡支部で結審した。この間、県弁護士会が同J Aに対し、「原告団に参加しないよう組合員に要求したのは、人権侵害」として改善を求めるなど、異例の展開をたどっていた。判決は4月25日。

訴状などによると、計137人の原告は2006～13年度、コメの販売で経費などを合意なく差し引かれたとして、同J Aに未払い金計9820万6537円を支払うよう求めている。原告の訴えでは、同J Aに委託してコメを販売する場合、倉庫利用料や販売・生産対策費などの名目で、経費を説明や合意なく差し引かれた。また、同J Aを介さず、業者などに直接販

売する場合でも、利益の一部を近隣の相場より多く徴収されたと訴える。これに対し、J A側は、経費に関して組合員の座談会などで説明したほか、精算時の明細書にも明記しており、合意があったと主張する。さらに、14年の話し合いで原告団が「提訴しない」と約束していたため、提訴は不当だなどと訴えてきた。提訴は16年6月。その後、

原告団が増減したり、J Aが提出した資料の問題点を原告側が次々に指摘して争点が増え、複雑化したりし、裁判は長期化した。19年7月には県弁護士会が同J Aに対し、原告団に参加しようとする組合員に電話や戸別訪問をし、提訴しないよう要求しているのは人権侵害だとして、改善を求める勧告・要望書を提出した。これについては、被告側代理人が法廷で反論。組合員からJ Aに、「委任状を出すよう原告に迫られ名前を貸したが、撤回したい」という相談が寄せられたため、話を聞きに行ったと主張した。